

川崎市上下水道局下水汚泥焼却灰処分等委託共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水汚泥焼却灰の収集運搬及び処分を効率的かつ円滑に行うことを目的として結成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注する業務は、下水汚泥焼却灰に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「委託業務」という。）とする。

(1) 収集運搬業務

(2) 処分業務

(履行方式)

第3条 委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。

(構成員)

第4条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

(共同企業体の結成方法等)

第5条 共同企業体の結成は、委託業務の履行に必要な許可を受けている者が任意に結成するものとする。ただし、当該委託業務に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

2 共同企業体は、受注した委託業務について、他の者（当該共同企業体の構成員を含む。）を下請負人にしてはならない。

(入札参加の申込み)

第6条 共同企業体は、委託業務ごとに、入札参加申込書（以下「申込書」という。）に委任状（第1号様式）及び共同企業体協定書（第2号様式）を添

付して、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日までに提出しなければならない。

2 申込書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、入札書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができるものとする。

3 前項の申込みを行う場合は、申込書を管理者が指定する日までに提出しなければならない。

（資格の審査等）

第7条 管理者は、申込書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

（存続期間）

第8条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、委託業務を落札した共同企業体にあつては、当該委託業務の完了後3か月を経過した日までとし、落札者以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の請負契約が締結された日までとする。

（共同履行の確保）

第9条 管理者は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（第3号様式）を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

（混合入札）

第10条 管理者は、単独で委託業務の履行に必要な全ての許可を受けている者がいると認められる場合には、その者と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日までに締結される契約に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以降の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

委任状

年 月 日

（宛先）

川崎市上下水道事業管理者

共同企業体の名称

共同企業体の所在地

委任者	構成員	住 所	
		商号又は名称	
		代表者名	印

受任者	構成員	住 所	
		商号又は名称	
		代表者名	印

私（委任者）は、川崎市が発注する「業務委託」について、上記の共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、川崎市と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

- ① 入札及び見積りに関する件
- ② 契約締結に関する件
- ③ 発注者及び監督官庁との折衝に関する件
- ④ 請負代金の請求及び受領に関する件
- ⑤ 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
- ⑥ 復代理人の選任に関する件
- ⑦ その他契約履行に関する一切の件

※ 委任者の記載欄は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。

第2号様式（第6条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

（1）川崎市（以下「発注者」という。）が発注する
業務委託（委託業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、委託業務の請負契約の完了後3か月を経過するまでの期間は、解散することができない。

2 委託業務を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者名

住 所

商号又は名称

代表者名

（代表者）

第6条 当企業体は、を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

（1）入札及び見積りに関する権限

（2）契約締結に関する権限

（3）発注者及び監督官庁との折衝に関する権限

- (4) 請負代金の請求及び受領に関する権限
- (5) 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
- (6) 復代理人の選任に関する権限
- (7) その他契約履行に関する一切の権限

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____ %
_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、各構成員が協議して評価するものとする。

(構成員の業務分担)

第9条 委託業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める構成員が分担して履行するものとする。

(1) 収集運搬業務 _____

(2) 処分業務 _____

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、前条各号の業務の価格その他の当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 各構成員は、委託業務の履行に伴い、発注者又は第三者に損害を与えたときは、連帯して責任を負うものとする。

3 構成員が他の構成員に損害を与えたときは、関係構成員が誠実に協議し、解決するものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、 _____ とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、委託業務の完了後、委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益を生じた場合は、第8条第1項の出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損を生じた場合は、第8条第1項の出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することはできない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。なお、代表者が除名されたときは、従前の代表者に代えて、残存した構成員から代表者を選任する。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、新たな構成員を加えなければならない。

4 前項の新たな構成員は、除名された構成員が分担していた業務の履行に必要な許可を受けている者でなければならない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが、委託業務途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、履行された委託業務について契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書を 通作成し、構成員が記名捺印の上、各自1通所持する。

なお、当企業体が委託業務の請負契約を締結する場合は、その契約書に添付するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

※ 第5条、第8条第1項及び第9条の記載欄並びに末尾の署名欄は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。

共同企業体編成表

年 月 日作成



- 1 この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。
- 3 複数の業務を兼ねている担当者がある場合、同一担当者を複数箇所に記載することを可とする。